

令和3年(ネ)第2603号 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求控訴事件

控訴人(原審原告) 半澤一宣

被控訴人(原審被告) 西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、及び  
九州旅客鉄道株式会社

## 答 弁 書

令和3年9月7日

東京高等裁判所第4民事部 御中

〒530-0005 大阪市北区中之島3丁目2番4号

中之島フェスティバルタワー・ウエスト 11階

きっかわ法律事務所(送達場所)

電話 06-6201-2970

FAX 06-6201-2980

被控訴人ら訴訟代理人弁護士

同

本答弁書において用いる用語は、原審の答弁書及び各準備書面における定義に従うものとする。

## 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
  - 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- との判決を求める。

## 第2 控訴の理由等に対する応答

控訴理由書及び準備書面（その13）ないし（その16）における控訴人の主張は、正当な原判決を理由もなく批判するもので反論の必要が認められないものであったり、実質的には原審における主張を繰り返すものであり、それに対する被控訴人の反論は原審において既に行ったとおりである。本答弁書においては、控訴審における控訴人の主張のうち以下の2点について、原審における主張に追加して応答を行う。

### 1 技術的基準①について

控訴人は、「人が喫煙ルームに出入りする（特に喫煙ルームから退出する）ときでも、空気が常に喫煙ルームの外から中に向かって流れている」ことを被控訴人らが立証していないと述べ、被控訴人らが運行している新幹線の車両に設置された喫煙ルームが技術的基準①に適合していない可能性がある旨を主張している（控訴理由書〔2頁〕、準備書面（その13）（被控訴人ら共通）〔2～4頁〕）。

しかしながら、健康増進法施行規則第16条1項1号は、新幹線の内部に喫煙ルームを設置することができるための基準・要件の一つとして、「出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること」と規定しているところ、控訴人の主張は、実質的には、気流の速さに関して、明

文では規定されていない「出入口から人が退出する際に」という基準・要件を根拠もなく付加するものであって、健康増進法施行規則の定めに反するものであるから、理由がない。

## 2 控訴人に対応した車掌の証人尋問について

被控訴人のうち西日本旅客鉄道株式会社は、令和2年6月1日付けの準備書面(2)(被告 JR 西日本)において明らかにしたとおり、控訴人が主張する車掌との間の具体的なやり取りについては、その大まかな経緯については積極的に争うものではなく(ただし、原審においても主張したとおり、控訴人が主張するような不法行為が成立する余地は一切ない。)、控訴人に対応した車掌の証人尋問は不要である。

## 第3 結語

したがって、本件控訴は直ちに棄却されなければならないことは明らかである。

以 上